

日時：令和7年8月12日（火）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（2） 第二種特定鳥獣管理事業実施計画

- ・令和6年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和8年度管理事業実施計画書（県実施分）
- ・令和6年度管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和7年度管理事業実施計画書（市町村実施分）

議事（3） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ）令和6年度評価報告書（基本評価シート）（案）（ツキノワグマ除く）及び令和7年度実施計画書（案）

〔報告資料〕

第四期ツキノワグマ管理計画の一部改正について

〔参考資料〕

資料1 第二種特定鳥獣に関する各種データ

資料2 宮城県内の豚熱（CSF）発生状況と対応について

資料3 緊急銃猟ガイドライン（簡易版）

（はじめ、配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った）

1 開会

（各委員の紹介を行った。）

2 挨拶（伊藤環境生活副部長より挨拶を行った）

本日、皆様にはお忙しい中、御出席いただき感謝申し上げます。

また、今年度は委員の改選時期に当たっており、皆様には快く委員への就任をお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（いわゆる鳥獣保護管理法）では、著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、それらの鳥獣の生息状況などを勘案して、長期的な保護管理の観点から、特定計画を策定することができるとされている。

この計画内容や事業の実施方法等について、科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、検討・評価をいただくため、本委員会を設置している。

本県ではニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの4つの獣種に関して第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、本日は、これらの獣類に係る

令和6年度事業の実績と、令和8年度事業の計画、及び指定管理鳥獣捕獲等事業の令和6年度評価と令和7年度実施計画について、ご審議いただきたいと考えている。

忌たんのない御意見や御提言を賜るようお願い申し上げます。

3 委員長等選出について

(1)委員長・副委員長選出について

委員長及び副委員長選出については、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第3条第1 2 項の規定により委員の互選によることから、推薦等について諮ったところ、推薦がなかったため事務局案として土屋委員を委員長に、阿部育子委員を副委員長に推薦する旨の発言があり、満場一致で承認された。

(2)挨拶(阿部副委員長)

ただいまご紹介いただきました副委員長の阿部です。本日は土屋委員長がご欠席とのことで、委員長の代わりに議事進行を行います。円滑な議事進行にどうぞ皆様ご協力よろしくお願いする。また本日は、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ4種の令和6年の管理事業の報告と、令和8年の計画についてご審議いただくので、委員の皆様の貴重なご意見、ご提言、よろしくお願いする。

それでは、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会を開会する。

事務局(司会): (定足数の報告が行われ、委員16名中15名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。)

事務局(司会): 以降の進行について阿部副委員長にお願いする。

4 協議事項

議事(1) 各部会委員等の指名について

副委員長: それでは、ニホンザル部会、イノシシ部会、ニホンジカ部会及びツキノワグマ部会に属すべき委員と部会委員、各部会の部会長及び副部会長を指名する。

ニホンザル部会については、当委員会の委員からは石巻専修大学理工学部教授の辻大和さんを指名する。また、部会委員については、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には、渡邊邦夫さん、副部会長には岡恵介さんを指名する。

イノシシ部会については、当委員会の委員からは国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門上級研究員の平田滋樹さんを指名する。また、部会委員につきましては、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には平田滋樹さん、副部会長には山本麻希さんを指名する。

ニホンジカ部会については、当委員会からの委員として日本鹿研究協会会長の土屋剛さん、一般社団法人JoIn 研究員の相澤あゆみさんを指名する。また、部会委員につきましては、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には土屋剛さん、副部会長には南正人さんを指名する。

ツキノワグマ部会については、当委員会からの委員として土屋剛さんを指名する。

また、部会委員については、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には青井俊樹さん、副部会長には土屋剛さんを指名する。

議事(2) 第二種特定鳥獣管理事業の実績及び計画について

副委員長: それでは、議事に入りたいと思う。円滑な議事の進行にご協力をお願いしたい。

はじめに、ニホンザル管理事業の実績及び計画について事務局から説明願う。

事務局: (資料に従いニホンザル管理事業について説明を行った)

副委員長: ただいまの事務局からの報告内容について、ご質問や確認事項はあるか。

早坂委員:先ほどの資料を読ませていただいた。膨大な資料ありがとうございます。4ページで、隣縣市町村、隣県との情報交換とあって、それと同じくして、20ページの関係隣県、山形及び福島、生息の状況などを確認しているという文言があったが、例えばサルの追い上げで山の上の方に追い上げた場合、宮城県から隣県にサルが追いついていく、あるいは逆の場合もあると思うが、これを電話やメールで「こういうのをやりました」と流すだけではなく、実際に同じテーブルについて担当者の方々が合意形成というか、そういうきちんとしたお話し合いをする方がいいのではないのかなと思っているのだが、そのような電話ではない計画というのがあれば教えていただきたい。

事務局:こちらの方は、今、福島県と調整をさせていただいているところであり、特に宮城県は山形県より福島県から上がってくる例が非常に多いということで、伊達市と福島県と他にも隣接している市町村と一緒に説明をさせていただける機会を、福島県と一緒に準備をしている最中であった。

早坂委員:ニホンザルに限らず、やはり特にイノシシなんかは福島県からの流分が大変多いと思う。そしてニホンジカの場合は岩手県の五葉山との行き来が多いと思うが、そういう場合、やはりメールや電話でただ情報を流すだけでは、少しがちが明かないこともあるのではないかと思うので、ぜひ福島県だけではなくて、山形あるいは岩手の方との連絡を密にさせていただいた方が良いのではないかと思い申し上げた。よろしく願います。

副委員長:ご意見ありがとうございました。他に皆さん何かあるか。

平田委員:隣県との連携は非常に重要だと思う。おそらくブロック会議とかいろいろとあると思うので、そういう場を使って、対策をどちらかがしないという感じではなくて、お互いに進めていただきたいと思う。6群 GPS 付けられているということだが、この6群については、加害レベルが高いものを選ばれているのかどうかということである。資料の13ページなどに、ホームページでサルの情報を提供されているとか、市町村関係というのがあるが、このGPS の調査の結果をリアルタイムで情報提供して、追い上げ、追い払いに活用されているのか、それとも行動域、誘導域を住民の方に知らせて、対策を取りやすくされているのか、このあたり少し状況を教えていただきたいと思う。

事務局:まず6群の方だが、こちらについては、加害レベルが高いものというよりは、こちら調査の方で61頭あるので、まず順番を古いものから更新をしていくようなイメージで、評価と高い群れも全部更新をかけていくような状況になっており、昨年度については、白石にある群れを主に調査をしているような状況である。そのポピュレーションごとに、毎年度回していくような形になっている。

2つ目の質問のGPS の調査の結果の反映の部分について、GPS のデータがリアルタイムで反映されるものを各市町村と共有をしてというようなことまではできておらず、調査のデータ自体を、先ほど先生がおっしゃった、行動域等々の分析に活用させていただいているというのが現状である。

平田委員:おそらく加害レベルが上がらないように、住民の方のそれぞれの対策も必要となると思うので、ぜひ調査だけで終わらずに、それを研修会とか、いろんなところで活用していただきたい。ニホンザルの場合は、農作物被害だけでなく、生活環境被害も発生すると思う。個体数調整だけで何とかなるというものではないと思うので、すでにせっかく事業にされている結果を活用していただき、住民の方と連携していただいて、そのあたりの対策を進めていただきたいと思う。

事務局:ありがとうございます。データの活用についてはいろいろ検討させていただきたいと思う。

副委員長:その他に何かあるか。では、ここで質疑を終了し、ただいま出された意見を見付して、後日開催予定のニホンザル部会にさらなる審議を委ねることとしてよろしいか。

では、次にイノシシ管理事業の実績及び計画について事務局から報告願う。

事務局:(資料に従いイノシシ管理事業について説明を行った)

副委員長:ご説明ありがとうございました。それではただいまの件について、ご質問、ご提案などあるか。

辻委員:個体数の推定の手法に少し問題があったので改善ということだが、この階層ベイズ法による推定というのをここ数年ずっと続けていた。そのため、その個体数の変化のトレンドとしてはつかめているはずなので、それをいきなり改めるのではなくて、当分の併記、新しい方法と、これまでのベイズ法で併記した方が良いのではないかと思うが、一つその辺、ご意見をぜひお聞かせ願いたい。

事務局:少しこちらの説明が不十分だったので、ベイズ法のやり方としては変えないが、推定するときに地域によって自然増加率が変わるというような調査結果になるが、一つの生息、密度の変化のみの推定で調査しているので、全県で調査、推定するようなモデルを使っているのを、県内何か所かに分けて推定することで、調査がしやすくなるということでも伺っている。そのため、調査手法は変えず、その計算の内訳のやり方を修正するというで考えていた。

辻委員:そのやり方を変えたことによって、これまでの実績というのが、推定した方向によってバイアスがかかってしまうと思う。そのため、新しいやり方でやるのであれば、過去に遡った昔のデータも再計算すると思う。その辺どちらか併記するか、新しい方法で全部やり直すか、どちらかをなされた方がいいのではないかと思う。

事務局:申し訳ない。では、今いただいた意見を参考に、受注者と調整しながら検討したいと思う。

副委員長:その他にないか。

平田委員:辻委員の意見に対して否定するわけではないが、辻委員が言いたかったのは、おそらくトレンドをきちんと捉えるということかなと思う。ここ数年は、豚熱の発生で、だいぶその個体数の推定が難しくなってくると思うので、従来どおりではなかなか計算できないということと、おそらく豚熱が発生してから、陽性個体がイノシシが見つかるから数年経過しているの、個体数が2年から3年で回復している。おそらく要素がいろいろと働いていると思うので、数字の増減に関しては、非常に難しいという上で、傾向を捉えていただきたいと思う。

将来的には個人的な意見だが、イノシシの個体数管理は、個体数で管理するだけではなく、質で管理する必要があるのかなと思う。要はその成獣をどれくらい捕まえているかなどといったこともあるので、それらのデータをきちんと取ってくださいというわけではないが、分からないのであれば、どこでどういう個体を捕まえているかということ、おそらく捕獲圧が地域によって異なると思うので、そういったことも今後圧を加味できるのであれば加味していただきたいなど。いずれにしても、イノシシは容易に増える生き物だということを知っていただきたいと思う。

2点目は、防護柵の設置等である。被害対策をされているというご説明だったが、柵を設置するまでが目的ではなく、その後、維持管理によってイノシシ被害が減らせるかどうかというのが変わってくるので、継続性というところも必要になっている。そのため、個体数も含めて昨年度こうでしたというだけではなく、特定計画5年のため、やはり中期的に考えていただき、トータルとしてイノシシが減っているか、イノシシ被害、人間との軋轢が減っているかという評価をしていただきたいと考えているので、そういった点も含めて、人材育成で中期的にイノシシをどうしていくか、どうなっているかというところを、人材育成で広く見当たる。伝えていただく。防護柵にしても、維持管理等を含めて、長期的にどうやったら続けられるかということも、普及啓発していただきたいと思う。

農政部農山漁村なりわい課:維持管理の関係に関しては、鳥獣被害防止総合対策交付金を使い、集落ぐるみの鳥獣

対策事業という形で、希望する市町村の集落の方にワークショップ等々を行っており、初年度に関しては設置や集落点検などをやっており、その次年度にフォローアップという形で、設置をした後の維持点検などがうまくされているか、などという形で、フォローアップさせていただいている状況である。

事務局:平田委員がおっしゃったとおり、トレンドの部分というところだと、実際に中長期的に見たときの傾向や評価については、課題として認識しているところである。特に今後、次期の計画の作成に関しても、この3、4年間どうだったのかというところについての検証というのが必要になってくるのかなというところを実感しているところだが、どういった形で進められるのかということも含めて、今後検討させていただきたいと考えている。人材育成も絡めてというところは非常に重要なのかなと思っているので、いただいたご意見をしっかりと自分の中で整理させていただいた上で、そういった形で整えていくかということについては、引き続き検討させていただきたいと思う。ご意見ありがとうございます。

平田委員:基本的に非常に法管理が、きちんとされていると私個人では思っているが、やはり今、ご意見をいただいて、ご説明いただいたように、フォローアップをしている状況に応じてというところを伝えていただければ、非常に安心できるのでよろしくお願いします。

副委員長:それでは、他にあるか。

相澤委員:今のご意見に関連しているが、おそらく柵を設置して、次の年はあまり壊れていないかつ、知識も新しいので、割としっかり電気柵の回収などできると思う。おそらく集落ぐるみの研修会みたいなものは何年もやられていると思うので、数年後のフォローアップも非常に重要になってくると思う。ご検討いただければと思う。これはイノシシに限らないが、今実施されているような集落ぐるみの対策というのは非常に重要だと思っており、その中の議論では農業者だけではなく、地域全体の問題としてどうしていくかみたいな議論も上がっているかと思う。ただ、農地の少ない住宅地みたいなどころについては、そういうことをする機会も少なく、実際働いている方も多いかと思うので、研修会の機会を設けることもなかなか難しいとは思いますが、そういうところはどうしても柵の設置も進みにくいいため、行政どうにかしてくれ、全部捕獲してくれみたいな、意見が出てしまうことになるのではないかと思う。農地じゃなくても誘因物はあり、被害も出ているかと思うので、何がいいというのは簡単に言えないが、農地だけではないところで、そういった議論ができる機会もあるといいのかなと思う。

副委員長:ありがとうございました。ご意見を承った。それでは、ただいま3人の委員から出された意見を付して、後日開催予定のイノシシ部会にさらなる審議を委ねることとしてよろしいか。

平田委員:イノシシの場合、捕獲強化だけではなく、豚熱対策として経口ワクチンの散布もされていると思う。私が言いたいのは、その担い手として猟友会の方を中心に、捕獲従事者の方の負担が大きくなってしまう可能性がある。この後、ツキノワグマの検討もあると思うが、捕獲従事者の方に負担がいかないようにということと、きちんと科学的に、順応的に管理していると。そのため、捕獲も必要であるということを示すために、やはりトレンドを示したり、人材育成を細やかにしたりという必要があるので、この点を重々強化していただきたいということと、捕獲従事者の方へ、特定の方への負担が集中しないようにという方策をとっていただいていると思う。他個体の減容化施設の導入など、県内で非常に優れた取り組みが見られているので、そういったものをどんどん広げていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

副委員長:ご提言ありがとうございました。それでは再び締めるが、後日開催予定のイノシシ部会にさらなる審議を委ねることとして皆様よろしいか。では、次に二ホンジカ管理事業の実績及び計画について事務局から報告願う。

事務局:(資料に従いニホンジカ管理事業について説明を行った)

副委員長:それでは今の事務局の説明について質問、ご提案などがあるか。

早坂委員:今の資料の2ページ目、4の資源の活用及び残渣の適正処理について、少しお伺いしたいと思う。数年前に、放射性物質の残存があり、ジビエの利用ができないということと加えて、残渣の焼却処理の施設が不足しているので、埋設処理をしていると伺ったと記憶しているが、焼却施設は増設されたのか、今どうなっているのかなというのが気になっている。というのは、北海道でシカの死骸を人里に放置することにより、ヒグマを誘引して二次被害が出ているという事案や、土の中に埋設した場合にでも、クマがその埋設場所を特定して掘り返しに戻ってきて、人的被害につながる可能性があるということが報道されており、そのことを大変懸念しているため、今、宮城県ではかなりの数のシカを捕獲していると思うが、この残渣についてここに何も書いていないので、できれば説明をお願いしたいと思う。よろしく願います。

事務局:当方、情報を把握しているのが、まず機械の発注の指定管理捕獲の分で、少し説明させていただきたいが、委員ご指摘のとおりで、まず一番多いのが埋設である。978頭のうち、908頭が埋設ということでご報告いただいている。減容化処理などは1頭とか、焼却1頭などもあり、次に多いのが食肉処理施設への搬入ということで、36である。あとは自家消費が32ということでなっている。そのため、おっしゃるとおり、その埋設についてやっていると、もしかしたらクマは誘引する可能性があるということでご指摘をいただき、こちら辺の部分はまだ少し情報収集を強めていないところがあったので、まず情報収集から始め、適切な対応ができるように検討させていただきたいと思う。

農山漁村なりわい課:少し補足させていただく。残渣の関係だが、石巻市の方のニホンジカの処理施設の方では、残渣を基本的に10日以内の処理で、産業廃棄物という形で産廃業者の方で処分されているということも聞いている。それから、捕獲したシカの扱いについてだが、石巻市から、県有化施設等の要望も今考えているといったようなお話も聞いており、今後の対応という形になるかと考えている。

早坂委員:クマの問題が大変大きい問題になってきており、埋設ということも多分多いと思うので、ぜひ次回に向けてご検討いただきたいと思うので、よろしく願います。

副委員長:今のお話で少し質問だが、確か過去に埋設してもその放射能のセシウムが減らないと聞いたことがあるが、その辺はいかがか。焼却もできず、埋設しても残るので、ではどうすればいいのということになってしまうと思う。

事務局:放射線物質関係の知識が少し不十分で申し訳ない。少しその辺の部分については事実確認をさせていただきたいと思うが、ここでご説明させていただいているところを当たっていただくと、少しそういうところもあるかもしれないが、処理方法については、いただいたご意見を踏まえながら、適切な検討を進めさせていただきたいと思う。それは、放射性物質が燃えて全部減らないのか減るのかというところについては少し調べて回答させていただきたいと思う。

副委員長:皆さんの中でそのことに詳しい方はいらっしゃるか。

平田委員:別に詳しいわけではないが、以前、環境省の事業で、イノシシとシカの、他個体の処分方法を研究しており、福島県で事例があった。福島県の場合は、ここよりも当時、放射性物質がたくさん出ていたが、焼却場での受け入れがそのままではできないということで、一旦埋設され微生物分解した後、それを掘り起こし、焼却場に持っていく。その焼却灰は放射性物質を含むものとして処分されていた。当時の放射性物質の含有量を考えれば、今の

方がだいぶ良くなっていくと思うが、やはり焼却等を転用すると濃縮されてしまうということもあるので、それは肉の方で調べられているデータを用いながら、どのような対応が適切かということ、検討していくしかないのかなと思う。隣県の福島県の事例を、参考にさせていただくのが一番わかる。

事務局:ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思う。

副委員長:その他にあるか。

相澤委員:以前、減容化処理施設の導入について携わっており、県内だとコンポスト型の処理施設が多く導入されているかと思うが、キャパの問題があるので、コンポスト型だけではなく、堆肥上形式や、いろんな減容化処理のパターンがあるので、地域に合った施設の導入を進めていただきたいと思う。例えば食肉で活用するところであれば、もしかしたら違うものの方がいいかもしれないし、捕獲頭数によってもいろんなメニューが選べるかと思うので、このように進めていただければと思う。5ページの4番の部分で出荷制限が一部解除されていて、食肉処理加工施設の方は全頭検査しなくなるということよろしいか。

事務局:こちらは、実施する。昨年までは全頭検査を当課でやっていたが、農政部の方に所管を移し、農政部の方で今後調査を進めていくことになるので、書きぶりとして自然保護課の欄から除かせていただいたがそういった経緯になっている。

相澤委員:検査自体は続いていくということ承知した。

平田委員:4ページ目の個体数管理によるところ、この捕獲数の目標は、前年度の状況など、ベイズ法を使って生息状況を見て毎年決められていると思うが、一方で、その特定計画5年間で、初期に捕獲圧を高めておくというやり方もあるのかなと思う。順応的管理ということで、前年度の状況を見ながらというのもいいやり方と思うが、一方で人が元気で捕獲圧がかけられるときに捕獲を高めておいて、初期に頭数を叩くというやり方もあるので、シカの場合は上げた方がいいのかなと思う。

あと、ここで言及されていなかったが、シカの場合は、原料被害、生態系被害が発生すると思うので、そのあたりの状況とか、何か情報があれば教えていただきたいと思う。

事務局:参考資料の資料1、(ハ)ニホンジカに関する各種データの方で、数値の管理はさせていただいていた。

平田委員:それが減っているか増えているかというので、要はどこで捕まえるかというのが重要になってくると思う。く市町村でも計画が立てられていると思うが、農地周辺でも捕獲するのか、それとも林地でも捕獲するのか、それとも指定管理で、例えば自然環境のために捕獲するのかということで、おそらく一定の捕獲は各地域でかけるのではなく、もう少しメリハリをつけた捕獲も必要かなと思う。そのあたりのご検討もいただければと思う。

事務局:後ほど捕獲事業の計画の方で、そのあたりを補足で説明させていただく。

副委員長:では、後ほど補足説明があるということで次に移る。ツキノワグマ管理事業の実績及び計画について、事務局から報告願う。

事務局:(資料に従いツキノワグマ管理事業について説明を行った)

副委員長:ご説明ありがとうございました。それでは各委員の皆さんからご質問、確認事項、要望などあるか。

辻委員:令和8年度の計画に関してだが、1の被害防除対策の市町村における、体制整備の支援指導ということがあるが、今年度、例えば石巻市など、登米市中田、本来クマがいないとされていた場所にもクマが普通に出てきている。そのため、おそらくクマの個体数も増え、だんだん分布域も拡大し、人口も少し減少している地域に侵入しやすくなっているという現状があるため、これまでは生息地域だけで研修やそのようなものを行ってきたと思うが、多分これはどこに出てもおかしくない状況だと思われるので、こういう支援体制というのは、県下の全ての市町村に対して行うようにされてはいいか。今はどういう計画で考えているのか説明いただけるか。

農山漁村なりわい課:農山漁村なりわい課の方では、各市町村に回ってという形ではないが、県下の全市町村、それから狩猟者の方々を対象に獣種別対策会議という形で、昨年度、ツキノワグマとイノシシというような獣種別の対策、専門家の方をお呼びし、対処の方法などについてのお話をさせていただいているところである。

辻委員:私は今、石巻にいますが、連休明けにクマが市街地に出現して、かなり大騒ぎになり、その時にいざ出現した時にどうすればいいのか、人々の安全を守るためにどうすればいいのかというところの対策が、どうもうまく回っていないように私は思ったので、もうクマが出るものだという前提で先回りし、説明などを定期的に行っていくシステムを作った方がいいのではないかと思った。

事務局:ご指摘のとおり、実際にもう県下にも出没しているというような状況があるので、沿岸部なので出ないという認識ではなく、各市町村にも状況を共有させていただきながら、対応についての支援については、特定の地域とするのではなく、適宜対応というようなところも視野に入れて、今後進めさせていただきたいと思う。

副委員長:他にあるか。

早坂委員:3ページの個体数管理についてお伺いしたいが、前回生息密度についてお伺いした際に不確定要素を考慮しながら適性や生息密度を維持する方法、方針をとるご回答をいただいたと思うが、もう一度その適正な生息密度の算定方法、そのエビデンスをお伺いしたいと思う。

ちなみに、報告資料のツキノワグマ管理計画の一部改正についての2ページの7(エ)のところにて一定程度の捕獲を行い、生息密度の低減を図るとある。その一定程度の捕獲を行い、生息密度の低減を図るといふ、この低減だが、この生息密度についての根拠というのがきちんとしていないと、何の根拠でこういうことをするのかなのというのが少し不思議に思ったので、その点についてご説明をいただけるとありがたいが、よろしく願います。

事務局:一定程度の生息密度の部分について、現状、その生息状況の調査等々をさせていただきながら、どういった形の密度の低減がいいのかと。あとは緩衝帯というか、里山から人の生活圏に入ってくるようなクマについて捕獲するというようなところが、基本的な形になっているところである。

早坂委員:どなたがどういう根拠で、ここにはこういう生息密度が適正だと判断なさっているのかなというのをお聞きしたいと思った。ここならいいよ、ここならはいけないよというのは誰が判断するのか。

事務局:最終的には、親会及びクマ部会のご意見を頂戴し、意見を参考にさせていただきながらというような形にはなってくるかと思う。ただ、基本的には県の方で実施をさせていただく。生息状況の調査等を踏まえながら担っていくという視点がまず一つあり、一方でここは1頭だから1頭までしか入れないとか、3つの部分と相反するところがあって恐縮だが、一方で人身被害の部分については、防止をしなければならないというところがあるので、そこの兼ね合いについては、どのように整理させていただくかということについては、引き続き検討させていただきたいと思う。

委員ご指摘のとおり、ただそれに関してエビデンスを伴ってなければ、それが対外的に説明できないので、そのようなことがないように進めさせていただきたいと思う。

早坂委員: おそらく人的被害が起こっているアーバンベアなど特定のクマだと思う。それをいろいろな方策、政策を考えるにあたり、そこを切り離さないでクマ全体のこととしてやってしまうところが違うのではないかなと思っているので、その記載の仕方も、もしかしたら工夫の余地があるのかなと思っている。生息密度の低減を図ると言われると思うところがあるので、少しご質問させていただいた。

事務局: ご指摘のとおり、実際に目撃されている人の生活圏に出てくるようなクマの部分については、目撃件数も何件も出ているものが特定のクマである可能性というのは十分あるものという認識をいただいて、それが捕獲されることで、人身被害の防止につながってくるということが大変ある。一方で、それを単純にその密度という物差しで測り、この一頭が取れても密度が下がっていないため、もっと取らなきゃいけないのかというと、別の話になると、こちらにも認識しているところではあるので、言葉の扱い方については、工夫をさせていただきたいと思う。

副委員長: それでは、他によろしいか。

平田委員: 錯誤捕獲防止のわなというのは、どのようなものを指し示すか。

事務局: イノシシの脚は入るが、クマの手がはいらないような類の形状になっているようなわななどを、実証試験では活用させていただいているところである。

平田委員: 参考資料に付けられている3種類のわなについて、少し細かい話だが、わなは鳥獣保護管理法の中でひらがな表記である。錯誤捕獲が多いということだが、どうしてもそのイノシシ科の捕獲強化を図ると、錯誤捕獲をゼロにはするのは結構難しいと思うが、こういうやはりクマとの棲み分けによる共存を目指しているというところは非常に重要かと思うので、こういう実証を続けていただきたい。

もう一つは、錯誤捕獲の発生時に放獣する体制があるかないか。おそらく放獣の際に、非常に作業が危険を伴うので、人材育成をすればいいという話ではないと思う。今、多分、予察捕獲の許可は出していない。その結果は、多分、錯誤捕獲で61頭などという結果が出ていると思うので、将来的にはその加害個体がわかったり、非常に困るエリアが区分できれば、予察捕獲もやむなしということになると思うが、そうするためにもどこだリスクが高いかということ整理していただきたいと思っている。

事務局: ご指摘のとおり放獣の体制というのはなかなか整っておらず、実際に放獣の実績自体は、件数としては非常に少なくなっており、そういった対応の部分については、委員ご指摘の部分も踏まえて、今後もう少し検討を続けさせていただきたいと思う。

副委員長: これまで4つの種類の実績及び計画について皆さんにいろいろと活発なご意見いただいてまいったが、ただいま出されたご意見を加え、後日開催予定のツキノワグマ部会にさらなる審議を委ねることにしてよろしいか。

それでは、これまでの4つの種類、全て原案のとおり、プラス質問や要望、確認事項等あったがそのようにする。

議事(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ)令和6年度評価報告書(基本評価シート)(案)(ツキノワグマ除く)及び令和7年度実施計画書(案)

副委員長: それでは議事(3)に入る。事務局から報告願う。

事務局：(資料に従い説明を行った)

副委員長：持ち時間が少なくなってきたため、どうしてもこれだけは質問したい、これだけは聞いておきたいということがあったら、遠慮がちに手を挙げていただけたらと思う。

平田委員：イノシシの場合、雄雌のわなによる捕獲の取り分けは難しいと思う。成獣と幼獣の取り分けはできると思うが、そこは本当に必要になったら記載が必要。

2点目が22ページ、60ページのところで、回収・処分方法に、埋設と書いてある。埋設と搬出は順番を一応逆にされた方がいい。搬出または、埋設等により適切に処分するの方が適切かなと思っている。

22ページ、24ページのところだが、環境省、農水省で、アフリカ豚熱、豚熱発生時の捕獲等の適正な手引きというのがあるので、それ等を参考にして適切に実施するという一文を22ページ、24ページは追加された方がいいのかなと。詳細は時間がないということで、イノシシ部会の方でお話したいと思う。

副委員長：では、皆さんのご協力をいただき、短く終わらせていただくことになるが、今、提案のあったことを後日開催の部会の方で、また詳しく委ねることとする。ほぼ原案どおりだとは思いますが、さらに今日示された意見を付け加えて後日開催予定の4つの部会にさらなる審議を委ねることとしてよろしいか。

(異議無し)

ではそのようにさせていただきます。

さて、以上で本日の議事は全て終了とする。皆様のご協力のおかげで円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

5 報告事項

事務局(司会)：続いて、4報告事項、第四期ツキノワグマ管理計画の一部改正について、事務局からの説明をお願いします。

事務局：(資料に従い説明を行った)

事務局(司会)：ただいまの事務局からの報告内容について、ご質問や確認事項あるか。

(特に意見等無し)

6 情報提供

事務局(司会)：次に、5情報提供、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正(緊急銃猟)について、事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明を行った)

事務局(司会)：ただいまの事務局からの報告内容について、ご質問や確認事項あるか。

早坂委員：昨今のクマの出没状況を考えると、人的被害など、そろそろクマの殺処分も不可避な状況に陥るのではないかという懸念はある。ただ、クマは一律ではなく、個々の事象に対応する必要がある、その判断というのは大変

難しくなってくるのではないかと思う。人馴れやクマの特性、それから餌に対する強い執着、個々の事象で判断して、やむなく殺処分をした場合、SNS や電話などによって、本県と無関係である他県の方々からの抗議が入ることも想定できると思う。

他県の例を考えると、本当に余計なお世話だが、その際に県全体で何らかの合意をしておいた方がいいか考える。個々の電話に対応する方の個々のご判断ではなくて、こういう時はこうしましょうよみたいな合意形成をしておき、県全体としてそのことに当たるといふ合意形成をしておく、スムーズに行くのかなど。秋田であるとか、北海道が、かなりその自治体に対するいわれのない誹謗中傷などのものもあるように聞くので、そういう合意形成などをしておかれてはいかかなと思う提案をさせていただきたいと思う。

事務局:ご提案ありがとうございます。この場で言うていただいて、大変ありがたいところである。当課の方で、野生鳥獣保護関係で、いろいろな電話を頂戴している中で、各担当でこういうふう回答したというようなところについては、ある程度の方向性というのは共有しているところであるが、今、委員ご指摘のあった、いろいろ苦情も含め、お電話を頂戴するということも、私も必要だと思うので、いただいたご提案は参考に準備を進めさせていただきたいと思う。

事務局(司会):他にないか。

辻委員:先日、気仙沼の方でカモシカが市街地に発現して被害があり怪我されたという事例があった。仙台でもカモシカが市街地に現れたというので結構問題になっていると思うが、例えばカモシカが建物に立てこもった場合、おそらく適切に処理する必要があると思うが、そのあたりのシステム作りというの、これをきっかけに文化庁さんと何かやり取りして調整された方がいいかなというのを提案です。

事務局:ありがとうございます。カモシカについては、有害鳥獣と取り扱いが違う部分もあるので、先ほどご指摘の通り、所管の文化財課とも少し連携をしながら、具体的な対応を検討をさせていただきたいと思う。

事務局(司会):他にないか。

平田委員:皆さんご存知のとおり、制度的にできることと実際できることは違うと思う。制度でできるのに取り組まないとか、できると思っていて効果がないのにやってしまうという無駄を減らしていただきたいというのと、後手に回らないように、みてから行動ではなくて、情報収集して、実際ガイドラインに沿って緊急銃猟を一つの手法として入れるかどうか、ご検討がどこまで進んでいるかわからないが、そのあたりの準備をさせていただきたいと思う。

どうしてここにニホンジカが入ってないんだとか、辻委員が言われたように、カモシカは特別天然記念物なので、ここに入れないと思うが、住民の方にとってリスクは非常に大きいと思う。獣種にとらわれずという、法令で区分があるので、どうしようもないが、やはり情報収集をしながら、本当に県民のために使える制度かというのを、精査した上で導入、人材育成を進めていただきたいと思う。

事務局:ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、9月から始まる部分で、私たち少し勉強中の部分が多々あるが、市町村と少し話をさせていただきながら、実際にあくまで緊急銃猟に全て置き換わるわけではなく、という選択肢の一つとして、この制度が創設したというところであるので、いろいろ考え等各種いただきながら、より良い形というのを模索してもらいたいと思う。それについては、ニホンジカであってもカモシカであっても、県民の方からすれば、ご指摘のとおり、野生鳥獣、獣が家の近くにいるというようなところについてのご不安、懸念というのはごもっともかと思うので、被害対策、実施被害の防止については、引き続き努めてまいりたいと思う。

7 その他

事務局(司会): それでは最後にその他に入るが、委員の皆様から何かあるか。

(特に意見等無し)

事務局(司会): 事務局、何かあるか。

事務局: 長時間にわたり、ご協力いただきましてありがとうございました。今後、先ほど副委員長様に議長を務めていただき、各会員様の方に、この後の議論を委ねさせていただくというような形にさせていただいているが、その経過等については、改めて委員の皆様にもメール等で大変恐縮ではあるが、ご報告をさせていただきたい。

事務局(司会): それでは以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の一切を終了します。委員の皆様には、長時間ご多忙のところ、大変ありがとうございました。また副委員長におかれましては、たくさん議題のある中、円滑な進行をしていただき、大変感謝申し上げます。